

お知らせ

記者発表資料 平成29年6月12日

同時発表先：	合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、 岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、 山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ
--------	---

建設業者に対する監督処分について

本日、中国地方整備局は、別紙のとおり建設業法の規定に基づく監督処分を行いましたのでお知らせします。

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表) : (平日・昼間)

【担当】建政部 計画・建設産業課長 ^{ささき}佐々木 ^{たかし}高志 (内線6121)

建政部 計画・建設産業課長補佐 ^{ふるた}古田 ^{かつのり}勝則 (内線6142)

【広報担当窓口】 広報広聴対策官 ^{さかや}坂屋 ^{まさゆき}政之 (内線2117)

企画部環境調整官 ^{あだち}足立 ^{つかさ}司 (内線3114)

建設業者に対する監督処分について

国土交通省中国地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
錦建設株式会社	国土交通大臣許可 (般・特-26)第2948号	迫谷 浩司	広島県広島市中区 国泰寺町二丁目5-4

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 期間

平成29年6月27日から平成29年6月29日までの3日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域内における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3. 処分理由

錦建設株式会社及び同社の現場責任者は、平成28年8月20日、広島県広島市東区における民間マンション新築工事の現場において、請負人の作業員らに現場に設置されたロングスパン工事用エレベーターを使用させるに当たり、厚生労働大臣の定める規格に適合しないエレベーターを使用させ、もって当該労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかった。これにより、作業員に対し当該エレベーターを使用させた過失により、作業員1名をマンション13階から地上に墜落させ、死亡させた。

このことで、平成29年4月11日に広島簡易裁判所より、同社は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により罰金20万円、同社の現場責任者は労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により罰金30万円の略式命令を受け、それぞれ刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。